

## 新築工事中の消防計画が必要となる要件

1 新築の電気工事等の工事中の建築物で、収容人員が50人以上のものうち、次のいずれかに該当するものは、新築工事中の消防計画の作成及び届出が必要となります。(消防法施行令第1条の2第3項第2号)

(1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000㎡以上である建築物

(2) 延べ面積が50,000㎡以上である建築物

(3) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上である建築物

2 建造中の旅客船(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第8条に規定する旅客船をいう。)で、収容人員が50人以上で、かつ、甲板数が11以上のものうち、進水後の旅客船であってぎ装中のもの。(消防法施行令第1条の2第3項第3号)

|      |                |              |
|------|----------------|--------------|
| 東消防署 | 八幡1丁目8番1号      | 047-334-0119 |
| 西消防署 | 市川1丁目24番2号     | 047-323-0119 |
| 南消防署 | 行徳駅前4丁目6番19号   | 047-397-0119 |
| 北消防署 | 大野町4丁目2163番地の1 | 047-338-0119 |

※ ご不明な点がある場合は、管轄の消防署へご連絡ください。